

随意契約締結状況

	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約 担当部課の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の氏名 及び住所	随意契約にかかる 契約金額（税込）	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 （備考）
1	超音波検診車（超音波診断装置二式含） 一式	日本赤十字社 熊本健康管理センター 事務部会計課 熊本市東区长嶺南2-1-1	平成29年7月24日	東芝メディカルシステムズ株式会社熊本支店 熊本市中央区新市街11-18	41,040,000	当センターにおける機器運用を考慮した結果、当該機種を選定し、契約業者は当該機器の県内唯一の取扱業者であることから、契約の性質または目的が競争を許さない場合に該当するため（日本赤十字社会計規則第36条第3項）	
2	第4及び第5駐車場管理機器一式	日本赤十字社 熊本健康管理センター 事務部会計課 熊本市東区长嶺南2-1-1	平成29年9月27日	タイムズ24株式会社 熊本市中央区水前寺公園14-22	3,700,000	当センターにおける機器運用を考慮した結果、当該機種を選定し、契約業者は当該機器を取扱い、かつ定期メンテナンス及び故障時にスピーディーに対応可能な県内唯一の業者であることから、契約の性質上競走に付することが不利である場合に該当するため（日本赤十字社会計規則第36条第3項）	
3	乳房X線撮影装置二式（車載用・施設内用）	日本赤十字社 熊本健康管理センター 事務部会計課 熊本市東区长嶺南2-1-1	平成29年11月2日	東芝メディカルシステムズ株式会社熊本支店 熊本市中央区新市街11-18	37,260,000	当センターにおける機器運用を考慮した結果、当該機種を選定し、契約業者は当該機器の県内唯一の取扱業者であることから、契約の性質または目的が競争を許さない場合に該当するため（日本赤十字社会計規則第36条第3項）	
4	内視鏡関連医療機器（ビデオスコープ・ビデオシステム・高輝度光源装置・高解像モニター）一式	日本赤十字社 熊本健康管理センター 事務部会計課 熊本市東区长嶺南2-1-1	平成30年1月19日	株式会社八尾ムトウ 熊本市中央区本荘5-10-26	23,598,000	当センターにおける機器運用を考慮した結果、当該機種を選定し、契約業者は県内で当該機器の数少ない販売特約店であり、また当該機器保守契約を締結していることから、契約の性質または目的が競争を許さない場合に該当するため（日本赤十字社会計規則第36条第3項）	